

燃料電池自動車等の規制の一元化について

2022年12月15日
高圧ガス保安室

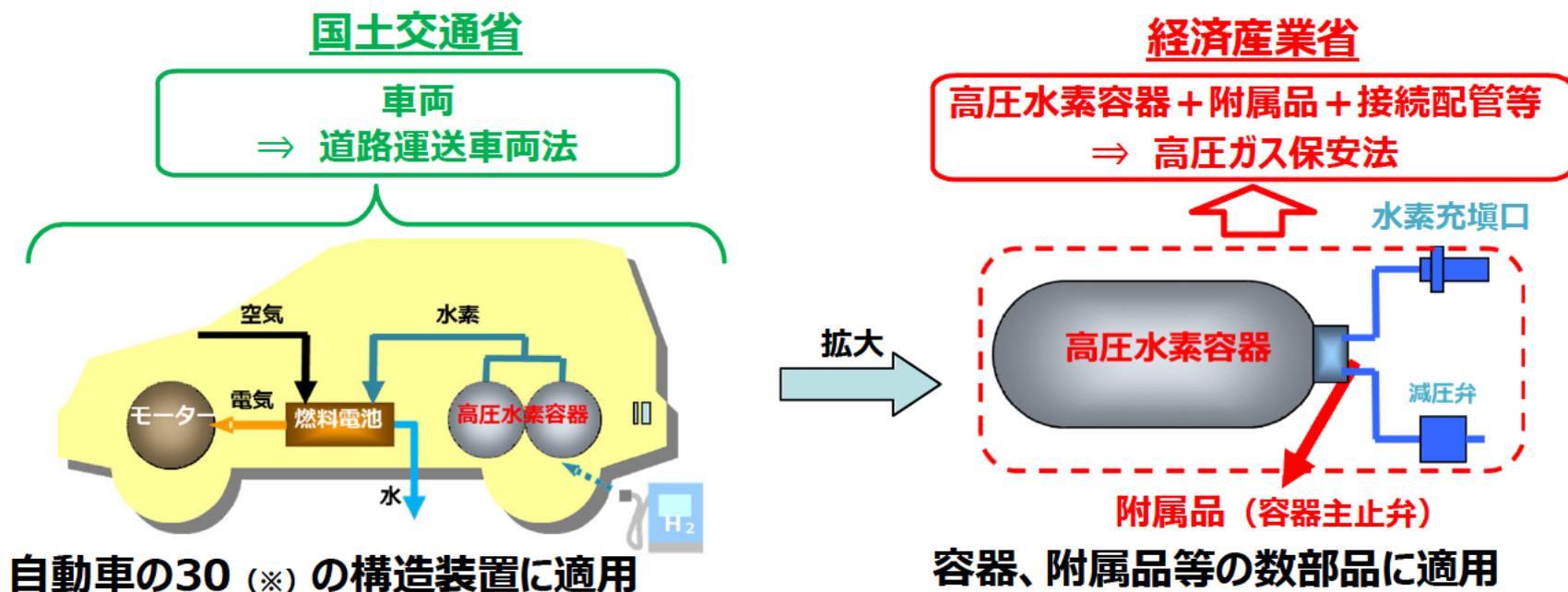
1. 燃料電池自動車等の規制の一元化について

- **燃料電池自動車等（圧縮水素・圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車）の駆動用の燃料システム（容器・配管等）に対し、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）と道路運送車両法（以下「車両法」という。）の二法令の規制が適用され、事業者（主に自動車製造業者）及び利用者は、それぞれの法律に基づく手続きを行う必要がある※。**

※事業者と利用者の手続例

- ・ 事業者：高圧法と車両法双方で登録審査手続きや不具合時対応が必要。
- ・ 利用者：高圧法上の「容器再検査」と車両法上の「車検」を各々受ける必要がある。

- **これを踏まえ、令和4年6月の高圧法の改正により、車両法上の車検制度等により安全を確保できるものについては、高圧法の適用除外とすることで規制を一元化することとした。**



(※) 車両を構成する20,000~30,000部品に、30の構造装置の分類に応じて保安基準が適用される。

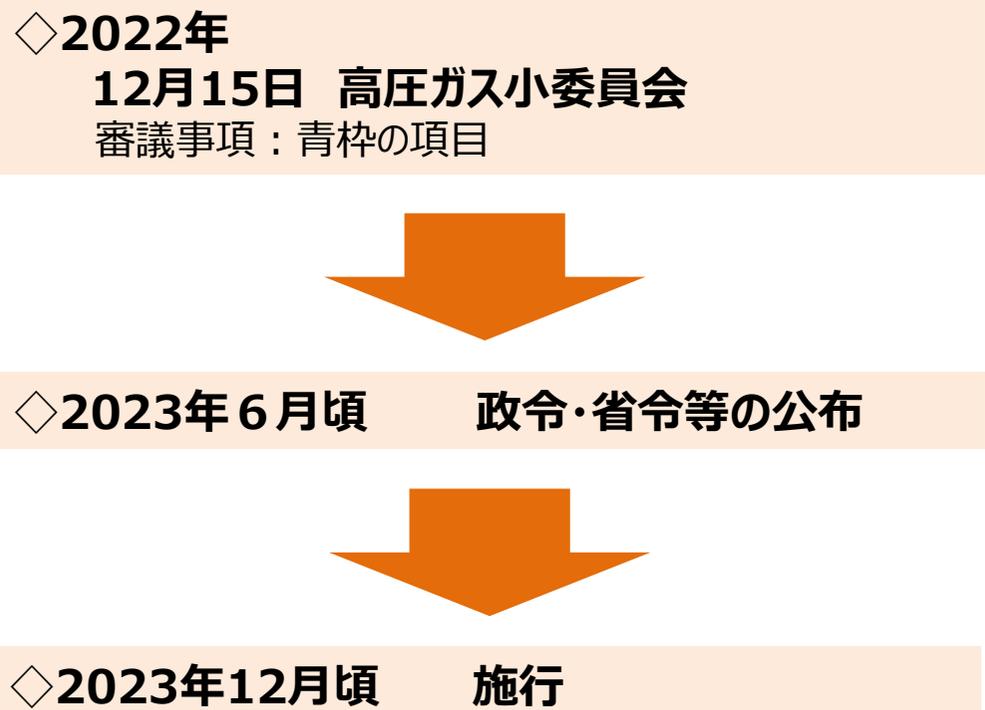
2. 審議事項と施行に向けたスケジュール

- 2023年12月頃の施行に向けて、燃料電池自動車等の規制の一元化の具体的内容（①高圧法の適用除外対象となる自動車の種類と装置、②車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等）について、今回ご審議いただく。

主な審議事項

法律で措置	政令以下で措置
高圧法の適用除外 (p.3)	高圧法の適用除外となる自動車の種類と装置 (①) (p.4)
車両法適用下から高圧法適用下に移行する場合の扱い (p.5)	車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等 (②) (p.6)
車両法体系下で検査を受けた容器に対するくず化義務 (p.7)	—

施行に向けたスケジュール (想定)



3. 改正高压法における適用除外（改正高压法第3条第1項第5号）

- 車両法により安全を確保できる高压ガスについては、高压法の適用除外とすることとした。
- 具体的には、改正高压法第3条（高压法の適用除外規定）において、**車両法の運行の用に供する自動車の装置内の高压ガスを適用除外**することとし、**適用除外の対象となる自動車の種類と装置を政令において規定**することとした。

現行の高压ガス保安法の適用除外となる高压ガス（第3条）

	適用除外となる高压ガスの範囲
1	高压ボイラー及びその導管内
2	鉄道車両のエアコンディショナー内
3	船舶安全法の適用を受ける船舶、 陸上自衛隊・海上自衛隊の使用する船舶内
4	鉱山保安法の鉱山に所在する当該鉱山の鉱業設備内
5	航空法の航空機内
6	電気事業法の電気工作物内
7	原子炉及びその付属施設内
8	その他災害発生のおそれがない（政令指定）

規制の一元化に係る具体的規定

○改正高压法 第3条第1項第5号
（適用除外）

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高压ガスについては、適用しない。

一～四 （略）

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五号に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

六～九 （略）

2 （略）

号を
追加

4. 適用除外の対象となる自動車の種類と装置

- 改正高圧法第3条第1項第5号を受けて、政令以下では適用除外の対象となる自動車の種類と装置として以下の内容を検討。

- **自動車の種類：**

車検において定期的に容器・附属品の品質を確認できるものを対象とする。

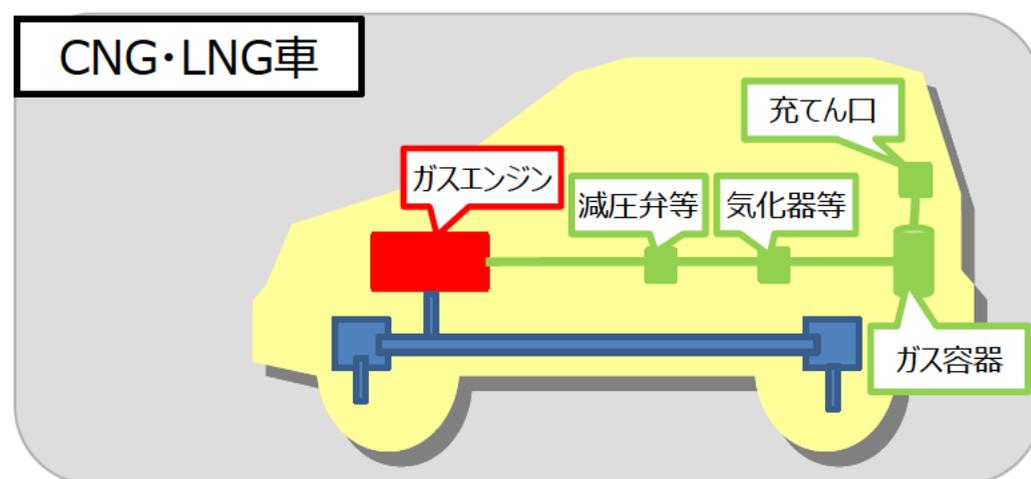
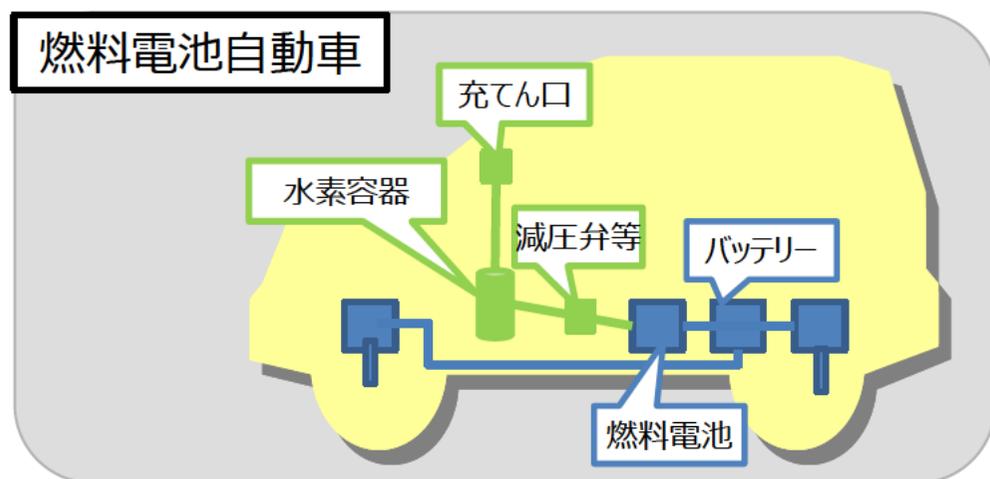
ただし、大型特殊自動車（主として、私有地で使用され車検を受けない）など特別の事情があると認められるものについては引き続き高圧法を適用する。

- **装置：**

圧縮水素・圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車の**原動機及び燃料装置**（高圧ガスを、主に動力伝達装置の駆動用燃料として使用する装置※）を対象とする。

ただし、自動車整備工場に対応困難な耐圧試験等を要する燃料装置（平成9年以前の基準で作られた圧縮天然ガス自動車の容器）など特別の事情があると認められるものについては引き続き高圧法を適用する。

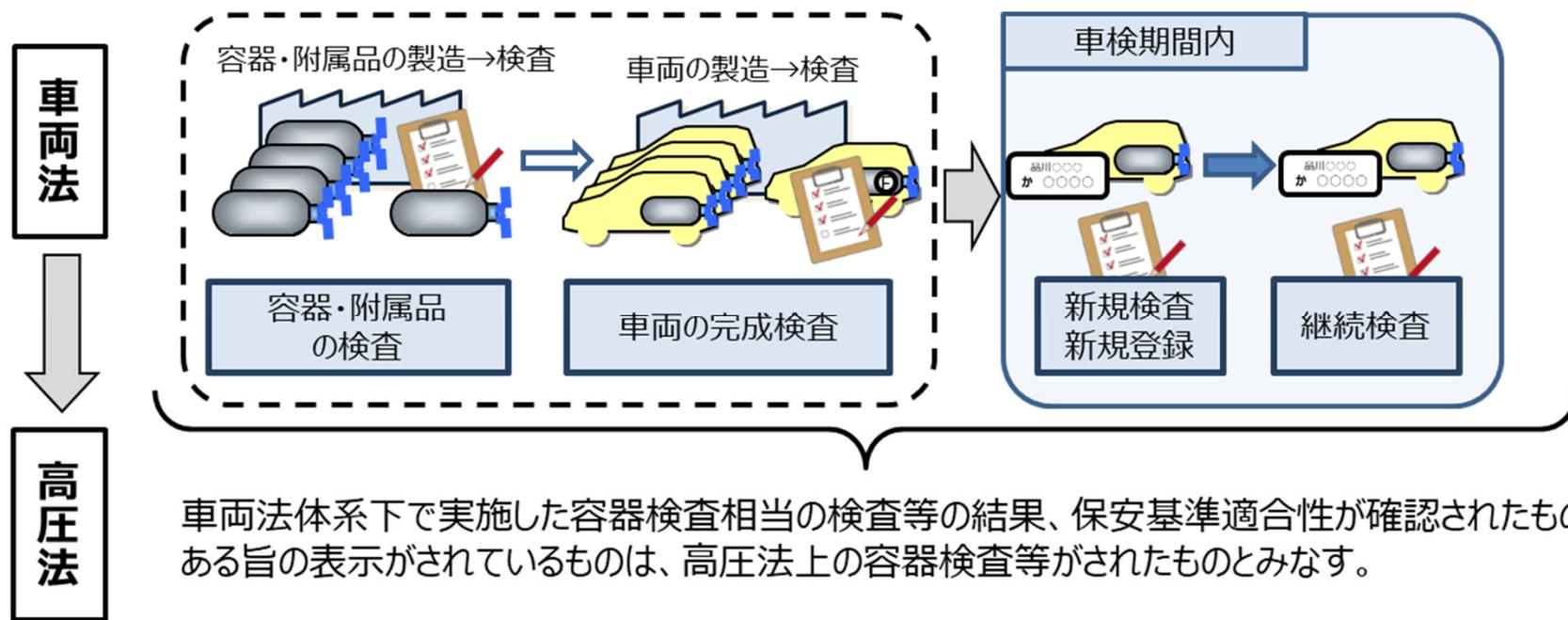
※ タンクローリーの輸送用タンクは、主に動力伝達装置の駆動用燃料として使用する装置ではないため、一元化の対象とならず、引き続き高圧法の規制を受ける。



原動機 + 燃料装置

5. 車両法適用下から高压法適用下に移行する場合の扱い（改正高压法第49条の4の2）

- 規制の一元化により、改正高压法第3条第1項第5号に規定する燃料電池自動車等の容器・附属品は、車両法の車検制度の下で容器検査等が実施されることとなるが、車両法の適用下ではなくなった自動車の容器・附属品※については、高压法が適用される。
※ 道路での走行をやめ、車検証を返納し、もっぱら工場敷地内等の私有地でのみ自動車を使用する場合 等
- 一方で、車両法体系下において、容器検査相当の検査等※を受け、車両法における保安基準適合性が確認されたものについては、既に、高压法の容器検査等に合格したものと同等の安全性が確認されている。
※ 容器検査相当の検査、容器再検査相当の検査、附属品検査相当の検査、附属品再検査相当の検査
- このため、こうした容器・附属品については、車両法体系下で受けた検査の結果、保安基準への適合性が確認されたものである旨の表示がされていることをもって、車両法体系下で実施した容器検査相当の検査等を高压法上の容器検査等とみなす旨の規定を措置した。
- 高压法上の容器検査等とみなす車両法上の検査は政令において規定することとした。



6. 車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等

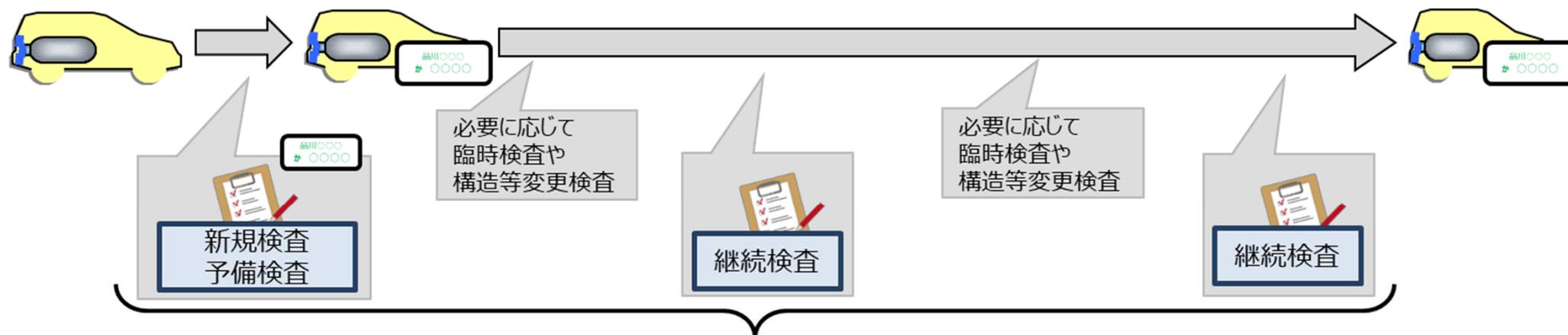
- 改正高圧法第49条の4の2を受けて、政令以下では、高圧法上の容器検査等とみなす車両法上の検査として以下の内容を検討。
- 一元化後には、車両法上の検査に際して、自動車の装置（燃料電池自動車等の燃料装置と原動機を含む）を搭載した自動車全体について、容器検査相当の検査等※の実施を含む保安基準への適合性の確認が行われる。
- そのため、高圧法上の容器検査等とみなす車両法上の検査は、車両法上の各検査（新規検査（未登録の自動車が、最初に受ける検査）や継続検査（登録済みの自動車が、定期的に受ける検査）、その他の検査（臨時検査、構造等変更検査、予備検査））に際して行われる容器検査相当の検査等を規定する。

※1 各検査の時点で、以下の確認を受ける。

- ・ 自動車の容器・附属品が、過去に検査を受けたことがない：容器・附属品検査相当の検査において求められる基準を満たすか
- ・ 自動車の容器・附属品が、過去に検査を受けたことがある：容器・附属品再検査相当の検査において求められる基準を満たすか

※2 車両法体系下で受けた検査の結果、保安基準適合性が確認されたものである旨を示す「表示」としては、以下を予定。

- ・ 容器検査及び附属品検査に相当する検査：検査の際に容器・附属品に付す「刻印・標章」
- ・ 容器再検査及び附属品再検査に相当する検査：検査の結果交付される「自動車検査証」



各検査に際して、装置および自動車全体の、保安基準適合性が確認される。

(参考) 車両法体系下で検査を受けた容器に対するくず化義務 (改正高圧法第56条第5項)

- 高圧法上、容器検査又は容器再検査に不合格となった容器に対して、それぞれ当該容器のくず化命令またはくず化義務が規定されている (高圧法第56条第1項、第3項、第4項)。
※ 容器検査に不合格の容器：経済産業大臣によるくず化命令 容器再検査に不合格の容器：所有者のくず化義務
- 本規定は、**基準に適合しない容器の流通を防ぐためのもの**であるところ、車両法体系下で行われた容器検査相当の検査等において、基準不適合となった容器・附属品についても、同様に当該容器・附属品の流通を防ぐ必要がある。
- このため、**車両法体系下で行われた容器検査相当の検査等において基準不適合となった容器** (基準不適合となった場合は、運行の用に供する自動車の装置ではなくなり、当該容器は高圧法体系下に移行) **について、高圧法のくず化命令又はくず化義務を課す規定を措置した** (改正高圧法第56条第5項)。

